

## 保険制度のお知らせ

こどもエコクラブ全国事務局  
公益財団法人 日本環境協会

こどもエコクラブの活動中の事故について、全国事務局にて賠償責任保険に加入しております。内容については下記のとおりです。詳細は全国事務局にお問い合わせ下さい。

**◎賠償責任保険【こどもエコクラブ全国事務局にて加入】**

(登録完了のクラブは自動的に対象となります)

※クラブ登録時の名簿の提出は必要ありませんが、クラブにて必ずメンバー・サポーターの名簿を備えてください。保険手続の際には速やかに提出していただく必要が生じます。

## ◆保険の内容

クラブ主催の行事(活動)中にサポーター等の運営・管理上のミスにより、第三者に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に保険金が支払われる。

## ◆補償内容(限度額)

対人: 1人あたり 1,000 万円、1事故あたり 1,000 万円(自己負担額1千円)

対物: 1事故あたり 300 万円(自己負担額1千円)

## ◆支払われる項目

・被害者に支払う損害賠償金 ・応急手当の費用 ・裁判費用、弁護士費用 など

**Q&A**

Q1. メンバーが活動中に民家の垣根を壊した。「賠償責任保険」の対象になりますか？

A1. 損害を与えたものを修復するための修繕費が支払われます。ただし、故意に損害を与えた場合には支払われません。

Q2. クラブ活動中に通行人の足を引っかけてしまい、ケガをさせた。

A2. 治療費・慰謝料・仕事を休んだ場合の休業損害・通院交通費などが支払われます。

ただし、相手にも落ち度があった場合などは賠償額が減額されますので、保険金としての支払額も減額された賠償額となります。

Q3. メンバーが活動中、転倒してケガをした場合「賠償責任保険」で支払われますか？

A3. 支払いの対象にはなりません。「賠償責任保険」は第三者に対して法律上の賠償責任が生じた場合にお支払いするものです。メンバーは活動の主体であり第三者とはなりません。ただし、メンバーの指導者に、メンバーの安全確保の上で相当な過失があった場合には支払われるケースも考えられます。

【クラブ活動中のケガには「傷害保険」を各クラブで個別に手配する必要があります】

Q4. クラブ活動中のサポーターが運転する自動車が事故を起こし通行人にケガをさせた。

A4. こどもエコクラブの「賠償責任保険」の対象にはなりません。「自動車保険」で支払われます。

## ◎傷害保険等【各クラブで必要に応じて手配してください】

クラブ活動中のメンバー・サポーター当人のケガについては、損害保険会社の「傷害保険」や各種共済等で補償されます。なお、低廉な保険料を提供している「(公財)スポーツ安全協会」運営の『スポーツ安全保険』が、こどもエコクラブ活動の事故を対象とする旨確認しておりますのでご案内します。

### ○保険の内容

加入者(メンバー、サポーター)が活動中に被った傷害および損害賠償責任を対象としています。

<例>・地域の空き缶回収活動中にケガをした。(傷害)

・メンバーが活動中誤って居合わせた人にケガをさせた。(賠償責任)

### ○補償内容

・加入者の死亡 : 2,000 万円(子ども)、600 万円または 2,000 万円(大人)

[事故の日から 180 日以内]

後遺障害 : 最高 3,000 万円(子ども)、最高 900 万円または 3,000 万円(大人)

[事故の日から 180 日以内]

入院(1日につき): 4,000 円(子ども)、1,800 円または 4,000 円(大人)[入院1 日目から補償されます。]

通院(1日につき): 1,500 円(子ども)、1,000 円または 1,500 円(大人)[通院1 日目から補償されます。]

・賠償責任・限度額

身体・財物賠償合算: 1事故あたり5億円ただし身体賠償は1人1億円 [自己負担額なし]

・保険期間: 毎年4月1日から1年間 [年度途中での加入は保険料(掛金)振込日の翌日から有効]

・保険料(掛金): 年間 800 円(子ども)、800 ~ 1,850 円(大人)

[中途加入の場合も年間保険料(掛金)を適用する。保険料(振込)翌日から有効]

※「子ども」は中学生以下の児童・生徒・幼児です。高校生メンバーも保険の取り扱い上は「大人」となります。

## スポーツ安全保険とは

昭和 45 年にスポーツおよび社会活動の普及振興を図っていくため、その活動中の事故を補償することを目的に創設された制度で、国内の損害保険会社(8 社)が共同して引受にあたっています。

保険料(掛金)が他の保険制度等に比べて低廉なこと、全国各県にスポーツ安全協会の支部があることなどから、約 900 万人の方が加入しています。

全国各地の金融機関(一部を除く)で4人以上のグループ単位(サポーターを含みます)で申込みができます。

ご希望の際は、下記にお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

○三井住友海上火災保険株式会社

公務開発部・営業第二課 担当: 櫻井(さくらい)

TEL: 03-3259-4061

○スポーツ安全協会ホームページ

<http://www.sportsanzen.org/>